

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

1 日時

平成二十二年二月二十七日（土） 午前九時三十分から

2 場所

奈良市役所中央棟六階正庁（奈良市二条大路南一丁目）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

(一) 都市計画区域の名称

大和都市計画区域

(二) 都市計画を変更しようとする土地の区域

奈良市西大寺栄町の一部

2 用途地域に関する都市計画の変更案について

現行の用途地域			変更しようとする用途地域		
用途地域の種類	容積率		用途地域の種類	容積率	
商業地域	十分の四十		商業地域	十分の五十	
商業地域	十分の五十		商業地域	十分の四十	

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市の都市計画担当課において、平成二十二年二月五日（金）から同月十九日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（奈良市の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事あてとし、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇）に平成二十二年二月十九日（金）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問い合わせ

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）又は奈良市の都市計画担当課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問い合わせ

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

平成 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所
氏 名
職 業
年 齢
電話番号

平成22年2月5日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する土地の区域

(区域：奈良市西大寺栄町の一部)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。